

## 都城工業高等専門学校地域連携テクノセンター利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都城工業高等専門学校地域連携テクノセンター規則第10条、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（以下「物品管理規則」という。）第26条、都城工業高等専門学校施設管理規則（以下「施設管理規則」という。）第7条に基づき、都城工業高等専門学校地域連携テクノセンター（以下「センター」という。）の利用について定める。

(利用の範囲)

第2条 センターの利用は、次の各号の一つに該当するものとする。

- (1) 企業との共同研究、受託研究及び技術相談等の研究交流
- (2) 国や自治体が主導する国、県、市等の研究開発プロジェクト事業の実施
- (3) 技術セミナー、技術研修会及び公開講座等
- (4) その他、地域連携テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、地域連携テクノセンター長（以下「センター長」という。）が認めたもの

(利用資格)

第3条 センターの利用資格を有する者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 前条第1項各号の一つに該当する目的で来校する企業等又は個人
- (2) 本校の教職員及び学生
- (3) その他、センター長が認めた者

(貸出可能な施設等)

第4条 センターにおいて、貸出可能な施設等は、多目的会議室、共同実験室、農商工連携推進室（以下「実験室等」という。）、地域連携推進室、機器等とする。

(利用申請)

第5条 センターの実験室等、地域連携推進室を利用しようとする教職員、学生、企業、団体、個人（以下「利用者」という。）は、本校の教職員を利用責任者として、別表1に定める地域連携テクノセンター施設・機器等利用申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出しなければならない。なお、企業、団体、個人は、申請書の提出に加えて、施設管理規則第9条に定める不動産貸付申請書（別紙様式第1号）をセンター長を通じて不動産管理役に提出しなければならない。

2 センターの機器等を利用しようとする利用者は、本校の教職員を利用責任者として、別表1に定める申請書をセンター長に提出しなければならない。なお、企業、団体、個人は、申請書の提出に加えて、物品管理規則に基づき本校が定める物品等貸付申請書をセンター長を通じて不動産管理役に提出しなければならない。

3 利用責任者は、本校が利用するグループウェア「ファーストクラス」によりあらかじめ利用予約をしなければならない。なお、利用予約の内容欄には、利用する室名、機器名、利用者名を記入するものとする。

(利用許可等)

第6条 前条の申請があったときは、利用期間が1週間以内の一時使用による場合は、センター長がその利用の可否を決定することができる。利用期間が1週間を超える場合は、センター長は、委員会の議を経て、本校不動産管理役（以下「不動産管理役」という。）の諾否をもって、利用の可否を決定する。

2 センター長は、前項により利用の可否を決定した場合は、その結果を別表2又は別表3により利用責任者に通知する。

（利用料）

第7条 教職員及び学生によるセンターの実験室等の利用は無料とする。

2 教職員及び学生による機器等の利用は有料とする。学生の利用料は利用責任者が負担するものとし、別途定める実費相当額を利用責任者が指定した予算から毎月月末に差引き、センターの予算に充当するものとする。

3 第2項の利用料の支払いに充てることのできる予算（財源）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 運営費交付金

(2) 授業料収入

(3) 寄附金

4 企業、団体、個人がセンターの実験室等及び地域連携推進室を利用する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産貸付事務取扱要領不動産貸付料算定基準に基づき算出された貸付料を負担しなければならない。

5 企業、団体、個人が機器等を利用する場合は、本校が別途定める料金を負担しなければならない。

6 第4項の地域連携推進室の貸出しによる光熱水費は、本校出納命令役の発行する請求書に基づき納付期限までに納入しなければならない。

7 第4項及び第5項に定める貸付料又は利用料は、本校出納命令役の発行する請求書により、原則として利用開始までに納入しなければならない。

（利用期間）

第8条 同一テーマにおける共同実験室の利用期間は原則として3年以内とする。ただし、3年を超えて引き続き利用を希望する場合、利用終了日から90日前までに、利用者が改めて第5条に定める利用申請を行い、委員会の議を経て不動産管理役が承認した場合は、センター長は使用期間を1年間延長できるものとする。

2 地域連携推進室の利用期間は原則として1年以内とし、引き続き利用を希望する場合、利用終了日から90日前までに、利用者が改めて第5条に定める利用申請を行い、委員会の議を経て不動産管理役が承認した場合は、センター長は使用期間を1年間延長できるものとする。

3. 前2項以外の実験室等の利用期間は、最長30日とする。

（利用報告書の提出）

第9条 共同実験室の利用者は、利用期間終了後30日以内に委員会に共同実験室利用報告書（様式第11号）をセンター長に提出するものとする。なお、1年以上にわた

って利用する場合は、1年ごとに1年を経過する日から30日以内に提出するものとする。

(利用の取消し)

第10条 共同実験室について、利用者が申請事由と著しく異なる利用をした場合、又は前条に規定する利用報告書を提出しない場合については、センター長は、利用の許可を取り消すことができる。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、次の各号の一つに該当する場合は、速やかに共同実験室・機器等を原状に復し、明け渡さなければならない。

(1) 許可された利用期間が満了したとき。

(2) 利用を中止したとき。

(3) 利用許可の取消しを受けたとき。

(機器の管理)

第12条 センター所有の共同利用機器については、センター長の管理とする。

(弁償責任)

第13条 利用者の故意又は重大な過失により施設・設備等を毀損したときは、利用者はその損害を弁償しなければならない。ただし、原状に復した場合はこの限りでない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 地域連携テクノセンター施設・機器等利用申請書

	多目的会議室、共同実験室、 農商工連携推進室、機器等	地域連携推進室
教職員	様式第1号	—
学生	様式第2号	—
企業、団体、個人	様式第3号	様式第4号

別表2 地域連携テクノセンター施設・機器等利用許可書

	多目的会議室、共同実験室、 農商工連携推進室、機器等	地域連携推進室
教職員	様式第5号	—
学生	様式第6号	—
企業、団体、個人		様式第7号

別表3 地域連携テクノセンター施設・機器等利用不許可通知書

	多目的会議室、共同実験室、 農商工連携推進室、機器等	地域連携推進室
教職員	様式第8号	—
学生	様式第9号	—
企業、団体、個人		様式第10号